

資料提供(投げ込み) 令和2年3月31日(火)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
健康福祉部 健康づくり課 (電話059-229-3310)	健康づくり課長 栗本 真弓

新型コロナウイルス感染症患者の三重県内  
第10例目及び11例目の発生等を受けての本市の対応について

このことについて、新型コロナウイルス感染症対策本部(第4回)において、新型コロナウイルス感染症患者の三重県内第10例目及び11例目の発生等を受けての本市の対応を別紙のとおり決定しました。

新型コロナウイルス感染症患者の三重県内第10例目及び11例目の発生等を受けての本市の対応について

1 市民への情報発信

今回の津保健所管内での感染症患者発生に伴い、市民の不安を解消するため、引き続き、国及び三重県からの関係情報を速やかに津市ホームページ等により情報発信するとともに、三重県の相談窓口等について周知を徹底します。

※ 三重県の新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口

帰国者・接触者相談センター（津保健所059-223-5184）

2 津市職員の行動

令和2年3月30日、三重県知事から県民に対して、東京都、大阪府、北海道、愛知県、兵庫県、千葉県、神奈川県及び埼玉県の8都道府県への不要不急の出張や訪問等を自粛するよう要請されたことを受け、本市としても市職員の感染リスクを回避するため、やむを得ない出張を除き、新年度の挨拶も含め、8都道府県への訪問等を自粛するよう本日中に全部局に通知を行い徹底します。

3 今後の津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催

今後、三重県内においても感染症患者の増加が懸念されることから、津保健所管内で感染症患者が発生するなど、緊急的な対応を要する協議が必要となった場合は、原則として、三重県から津保健所管内における感染症関連情報が発表された日の翌日の午前10時から津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催します。